

財務省

○厚生労働省告示第一号  
農林水産省

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和二年厚生労働省令第一号）第四条第一号、

財務省

農林水産省

財務省

第十五条及び第十七条の規定に基づき、令和四年厚生労働省告示第一号（農林水産物及び食品の輸出の促進  
農林水産省

に関する法律第十五条第一項、第十六条第一項及び第十七条第一項の主務大臣が定める輸出先国を定める  
件）の一部を次のように改正する。

令和八年五月二十九日

財務大臣 片山さつき

厚生労働大臣 上野賢一郎

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がな

いものは、これを加える。

(都道府県知事等が輸出証明書を発行する輸出先国)

第一条 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（以下「主務省令」という。）第四条第一号の農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下「法」という。）第十五条第一項の主務大臣が定める輸出先国は、次の各号に掲げる農林水産物又は食品の種類に応じ、当該各号に定める輸出先国とする。

- 一 畜産物 アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、アルメニア、インドネシア、ウルグアイ、英国、欧州連合の構成国、オーストラリア、カザフスタン、カタール、カナダ、キルギス、クウェート、サウジアラビア、シンガポール、スイス、タイ、台湾、中華人民共和国、ニュージーランド、ノルウェー、バレーン、フィリピン、ブラジル、ブルネイダルサラーム、ベトナム、ベラルーシ、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、メキシコ、リヒテンシュタイン又はロシア

二 (略)

2・3 (略)

(施設認定等農林水産物等の輸出先国)

第四条 主務省令第十五条の法第十七条第一項の主務大臣が定める輸出先国は、次の各号に掲げる農林水産物又は食品の種類に応じ、当該各号に定める輸出先国とする。

一〜四 (略)

五 塩（法第二条第二項に規定する食品に限る。） 中華人民共和国

(都道府県知事等が適合施設を認定する輸出先国)

第五条 主務省令第十七条の法第十七条第一項の主務大臣が定める輸出先国は、次の各号に掲げる農林水産物又は食品の種類に応じ、当該各号に定める輸出先国とする。

一 (略)

(都道府県知事等が輸出証明書を発行する輸出先国)

第一条 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（以下「主務省令」という。）第四条第一号の農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下「法」という。）第十五条第一項の主務大臣が定める輸出先国は、次の各号に掲げる農林水産物又は食品の種類に応じ、当該各号に定める輸出先国とする。

- 一 畜産物 アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、アルメニア、インドネシア、ウルグアイ、英国、欧州連合の構成国、オーストラリア、カザフスタン、カタール、カナダ、キルギス、クウェート、サウジアラビア、シンガポール、スイス、タイ、台湾、中華人民共和国、ニュージーランド、ノルウェー、バレーン、フィリピン、ブラジル、ベトナム、ベラルーシ、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、メキシコ、リヒテンシュタイン又はロシア

二 (略)

2・3 (略)

(施設認定農林水産物等の輸出先国)

第四条 主務省令第十五条の法第十七条第一項の主務大臣が定める輸出先国は、次の各号に掲げる農林水産物又は食品の種類に応じ、当該各号に定める輸出先国とする。

一〜四 (略)

(新設)

(都道府県知事等が適合施設を認定する輸出先国)

第五条 主務省令第十七条の法第十七条第一項の主務大臣が定める輸出先国は、次の各号に掲げる農林水産物又は食品の種類に応じ、当該各号に定める輸出先国とする。

一 (略)

二 畜産物 アラブ首長国連邦、インドネシア、欧州連合の構成国、カタール、サウジアラビア、シンガポール、タイ、大韓民国、バレーン、フィリピン、ブルネイダルサラーム、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア又はミャンマー

三 (略)

二 畜産物 アラブ首長国連邦、インドネシア、欧州連合の構成国、カタール、サウジアラビア、シンガポール、タイ、大韓民国、バレーン、フィリピン、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア又はミャンマー

三 (略)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。